

## 平成 19 年度 春期 システム監査技術者 午後 I 解答例

この解答例は、独立行政法人 情報処理推進機構 情報処理技術者試験センターが公表しているものです。著作権は、同センターにありますので、その点ご注意ください。

### 問 1

#### 出題趣旨：

EUC やパッケージソフトウェアなどの普及に伴い、業務部門が独自の判断で導入、管理する部門システムは、多くの会社で見られる。こうしたシステムは、システム部門が所管するシステムに比べ、必ずしも十分な管理ができていない場合がある。システム監査人は、監査の実施に当たって、監査対象となる部門システムが置かれた環境や背景・状況を適切に理解した上で、監査判断を下す必要がある。つまり、個々の状況を踏まえてリスク及び統制を評価し、実現可能性を考慮して統制の改善を助言しなければならない。

本問では、システム監査人として、部門システムのリスクと統制を理解した上で適切な判断を行う能力があるかどうかを問う。

### 設問 1

- ・サーバがシステム室の担当者席の隣に置かれており、安全対策のレベルが低い。
- ・システム室の担当者のシステムに関する専門知識が足りず、システムの管理が十分にできない。

### 設問 2

- (1) ・上司の申請漏れによって、異動した者のユーザ ID が残っている可能性があるから  
・システム室の担当者が、室長の承認を得ずにユーザ ID を登録する可能性があるから
- (2) システム室長が、システム上のユーザ ID の一覧と現時点の部の在籍者の名簿を照合し、不一致がないかを定期的に確認する。

設問 3 システム室の担当者はシステムの専門知識が十分でないので、B 社の担当者の作業における不正や失敗をその場で検出できない。

設問 4 システム室長が、管理者権限のアカウントによるアクセスのログを定期的にレビューする。

### 講評：

問 1 では、システム部が所管していない部門システムの監査について出題した。部門システムとしての背景や制約を理解した上で個々の設問に答えることが重要なポイントとなる。

設問 2 (2) では、“申請漏れのリスク”だけでなく“システム室担当者の不正な ID 登録のリスク”にも対応する統制として、システム上のユーザ ID と実在者の照合が最も適切であることに気づいてほしかった。

設問 4 は、部門システムとしての制約に目を向けていない解答が多く、システム室の業務量を考慮せずに専任者を設けることを求めたり、部門システムとして継続する条件であるにもかかわらずシステム部に管理を移管したりという解答が多く見られた。予防的統制を十分に整備することが難しい場合には、発見的統制を整備することで対応することも可能であるという点を理解してほしい。

-----\*

## 問 2

### 出題趣旨：

システム統合は、経営統合の目的を達成する上で極めて重要であり、この成功なくしては、経営統合そのものの成功が危ぶまれる。システム統合に係る適切な体制（ガバナンスを含む）の構築と運用の重要性が認識されるようになって久しいが、関連するトラブルは減少していない。システム監査人には、システム統合の成功に資する実践的な監査能力が求められている。

本問では、システム統合における、技術上の問題点、プロジェクト進行中の監査の留意点、プロジェクト管理の問題点について、システム監査人として適切な判断を行う能力があるかどうか、また、システム監査人の独立性・客観性の確保について、適切に理解しているかどうかを問う。

### 設問 1

- ・ バッチ処理が所定時間内に終了しない障害が起こっているため、D 社システムの処理量が追加された場合に、C 社システムの処理能力が十分かどうかの確認が必要である。
- ・ 受発注情報や配送情報を早急に確認したい場合でも、バッチ処理終了まで待たなければならないため、D 社の特約店、販売店及び配送会社に与える影響の確認が必要である。

### 設問 2

- ・ 監査報告が、監査依頼者である統合委員会に対して直接行われないので、統合委員会が、プロジェクト内の重要な問題を把握できず、適切に対応できない。
- ・ 監査報告が、監査依頼者である統合委員会に対して直接行われないので、統合委員会が、プロジェクト推進上の判断を誤り、プロジェクトが失敗する。

### 設問 3

番号 (4)

改善策・リソースの減少によるプロジェクト進捗への影響を把握し、スケジュールの調整又は見直しを行う。

- ・ ベンダサポートの増強などによって、リソースの減少による進捗への影響を低減させる。

### 設問 4

- ・ C 社システム上で実現できる範囲に機能を限定するようにシステム仕様の変更を指示していること
- ・ 権限の範囲を超えて D 社システムがもつ機能の破棄を指示し、C 社システムへの集約を促していること

### 講評：

問 2 では、統合プロジェクトのシステム監査について出題した。統合プロジェクト管理を対象とした監査の視点が理解できているかどうかポイントとなる。

設問 1 は、少数ではあったが、“統合方針の承認過程を確認する”や“統合によるシナジー効果について検討がなされたか確認する”といった、題意を理解していない解答が見られた。〔システムの統合方法〕で示した現状の問題点について、システム監査人が確認すべき点の記述を求めているのであり、統合方針などについての記述を求めていることに注意してほしい。

設問 2 及び設問 4 については、おおむね正答率が高かった。しかし、監査報告書の提出先や監査人の独立性・客観性の確保について理解していない解答が散見された。監査を行う上で最も基本的な知識であるので、是非理解してもらいたい。

設問 3 は、(3) のドキュメントの整備という、システム統合事務局の役割とは関係のない項目を選択した解答が多かった。〔統合プロジェクトの体制〕で、システム統合事務局は、“プロジェクト全体にかかわる(中略)支援を行う”と記述されていることを理解していれば、WG 内だけの問題ではなく、プロジェクト全体にかかわる問題を適切に選択できたと思われる。

-----\*

### 問 3

#### 出題趣旨：

e-文書法が施行され、税務上、少額の証憑類に関してはスキャナ読取りで作成された電磁的記録による保存が認められることになった。しかし、実際にスキャナ読取りによる保存を現場で適用する場合には、各種の法令上の制約事項やビジネス要件との整合性を検討する必要がある、システム監査人には法的視点と業務的視点とが求められる。

本問では、システム監査人として、スキャナ読取りによる保存の導入というシステム改善の企画段階において、法令要件とビジネス要件を理解して監査を行う能力があるかどうかを問う。

#### 設問 1 ※同じ群中の組合せとする。

##### a 群

事項…過去の証憑検索の工数を削減する。

理由…証憑の照会は、現状においてほとんどないから

##### b 群

事項…証憑類の保存場所をなくす。

理由…3 万円以上の証憑は、原本を保存しなければならないから

#### 設問 2

不正 ……依頼者が証憑を何度でもスキャンし、再利用される可能性がある。

改善策……証憑は依頼者がスキャンするのではなく、各課の事務担当者がスキャンする。

・明細番号を証憑に記載してスキャンし、証憑の廃棄は各課の事務担当者が行う。

#### 設問 3 ①②

・定期的なテスト計画がないので、電子化証憑の見読可能性を保持できない可能性がある。

・電子化証憑の保存期間が明確でないので、保存期間が規程に準拠しない可能性がある。

・すべての証憑が廃棄されるので、3 万円以上の証憑も破棄される可能性がある。

#### 設問 4

・スキャナが各支店に 1 台しかないので、依頼者の支払依頼入力作業に時間がかかる。

・スキャナが故障した場合にその代替機を入手するまで支払依頼入力ができなくなる。

#### 講評：

問 3 では、システム改善の企画段階において電子化証憑を組み込むシステムの監査について出題した。法令要件とビジネス要件を踏まえて解答することがポイントとなる。

設問 1 は、おおむねよく解答されていたが、中には“効果が十分に得られない可能性のある事項”を求めているのに理由だけを記述したり、理由が明確でなかったりした解答が見られた。また、経理部門の削減効果に関して、職務分離のための最低要員の必要性や業務の集中化による効率の向上を考慮しない解答も散見された。

設問 2 は、題意はおおむね理解されていた。しかし、証憑を廃棄し、スキャンされた電子化証憑だけが保存されることによって新たに発生する不正の可能性ではなく、現状のシステムでも発生する可能性のある不正を記述している解答がかなり見られた。また、今回のシステム改善の効果を考慮しない改善策を記載した解答もあった。設問が要求している範囲を十分に理解した上で解答してほしい。

-----\*

### 問 4

#### 出題趣旨：

システム監査では、単に問題点の指摘やその改善勧告を行うだけでなく、被監査組織における改善

状況の確認とその実現までフォローアップすることが重要である。システム監査人は、監査結果の報告の後、被監査組織から提出された改善計画書の確認、改善策の実施状況の確認など、フォローアップとして実施すべきことを理解していなければならない。また、フォローアップの実施時期を事前に計画し、改善勧告が適切かつ適時に実践されているかどうかを確認しなければならない。

本問では、システム監査人として、フォローアップの目的と重要性を理解し、適切に実施する能力があるかどうかを問う。

**設問 1** ※同じ群中の組合せとする。

a 群

不適切な点…実施時期が記載されていない理由を十分に確認しなかったこと  
理由…フォローアップに必要な項目の記載を必ず求めるべきだから

b 群

不適切な点…必要項目が記載されているかどうかしかチェックしなかったこと  
理由…監査結果の指摘事項に沿った改善内容かどうかを確認すべきだから

**設問 2**

- ・システム監査の年度監査計画書にフォローアップの実施時期を明記していなかったこと
- ・監査報告会を実施したときに、フォローアップの時期を明確にしておかなかったこと
- ・改善計画書の実施時期に合わせてフォローアップを計画しなかったこと

**設問 3** ①② ※同じ群中の組合せとする。

a 群

不適切な内容…“システム保守運用基準書”の修正案作成の依頼を承諾したこと  
理由…システム監査結果の改善計画に関する実施責任は、システム企画部長にあるから  
・監査人が自ら改善実施の主体となることは、監査人の独立性の観点から不適切であるから

b 群

不適切な内容…改善の実施状況を確認するのに勉強会の出席簿だけで判断したこと  
理由…出席者数を確認しただけでは、周知徹底の状況は確認できないから

c 群

不適切な内容…改善計画書に記載されていない本番移行手続について調査を行ったこと  
理由…フォローアップでは、改善勧告の実施状況を確認するのが目的であるから

**講評：**

問 4 は、システム監査人が実施するフォローアップについて出題した。システム監査の結果を踏まえたフォローアップのポイントについても、受験者は十分に理解しておく必要がある。

設問 1 は、改善計画書に実施時期などの必要項目を記載させる必要があること、及び監査人がそれを看過した場合に適切なフォローアップが実施できなくなる点を問うものである。“実施時期を記述していないことで改善が計画どおりに進まない”，といった設問の趣旨を理解していない解答が多かった。

設問 3 は、監査人の独立性やフォローアップの目的について正しく理解しているかどうかを問うものである。不適切な内容については正しく記述している解答が多かった。しかし、不適切な理由については、単に“監査人の行動として不適切”というように、理由を明確に記述していない解答が散見された。“システム監査人は、監査対象から独立した立場で客観的に評価・助言する”というシステム監査の基本的な考え方を十分に理解しておいてほしい。

注：この解答例に関するメールでのご質問には、応じかねます。あしからずご了承ください。